

参勤交代制の研究（三）：九州諸藩を中心として （2）

丸山， 雍成

<https://doi.org/10.15017/2233879>

出版情報：史淵. 115, pp.31-61, 1978-03-31. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

参勤交代制の研究(三)

—九州諸藩を中心として(2)—

丸 山 雍 成

はじめに

さきに私は、近世大名の参勤交代の始源を考察するにあたって、まず鎌倉・室町時代の武家の出仕制に関連ある語句として「参勤」をとりあげた。次いで、近世の統一政権が、室町幕府の権力集中過程における守護大名支配方式を採用しながら、戦国大名による兵農分離克服の一環としての本城勤仕制などの家臣統制策を、全国的規模で近世的権力構成に改編したのが参勤交代制である、と考えた。この観点に立って、前稿では、織豊期の全国大名のうち若干数を摘出して、これが豊臣秀吉のもとに上洛参勤した状況を概観すると共に、江戸初期の参勤交代制実施前における九州諸大名の駿府・江戸参勤等についてふれたのであったが、その間なお取りあぐべき問題も多少派生している。それは、江戸初期における参勤交代制形成の段階規定をめぐる問題であり、また元和元年の武家諸法度における諸大名の参勤対象を将軍家ではなく天皇とみなす見解の理解であって、特に後者は最近の幕藩制国家論との関連性からも看過できない問題である。ここでは、これらの点を念頭におきながら、まず佐賀藩(本藩)における参勤交代の形成過程を中心に、若干の素描をおこないたいと思う。

【註】

- (1) 丸山雍成「参勤交代制の研究(一)——九州諸藩を中心として(1)——」(『九州文化史研究所紀要』二二号、昭51)。
- (2) 私は前々稿「参勤交代制の研究(一)——その序説編——」(『九州文化史研究所紀要』二〇号、昭50)において、江戸初期にお

る参勤交代形成の段階区分をこころみ、第一段階―慶長八年の徳川家康の將軍宣下、第二段階―同十四年の西国・中国・北国など豊臣方勢力圏の大名に対する家康の江戸参勤・越年命令、第三段階―元和元年の大坂の陣による豊臣氏の滅亡と武家諸法度による大名参勤の作法規定、そして最終段階として寛永十二年及び十九年の参勤交代の制度的確立を、それぞれの諸画期とみなした。そして、前稿(註①)では、その要約部分に若干の補足的記述を加えたのであったが、これに対して『史学雑誌』一九七六年の歴史学界―回顧と展望―(八五編五号)で、前稿をとりあげた評者は、「徳川期は、慶長八年と十四年の画期をへて元和元年豊臣氏一掃と武家諸法度の公布によって制度的に確立したとのべる。しかし、示された事例は画期の証明になりえておらず、元和で確立したといえるか疑問である」と批判した。こうした批判をうける一因は、前稿で使用した九州大名の参勤交代に関する諸史料(大名家譜など)の記載内容の不完全さとも無関係ではないが、この点の具体的証明は先行の論文(前々稿)で果したため省略したことによるのであって、当該論文だけでなく関連の先行論文をも併せ参照して頂ければ幸いだった。なお、私は、参勤交代形成の第二段階を契機として、江戸幕府が政治・外交・経済面で統一権力として本格的に機能していく上での仕上げ作業を元和元年の大坂の陣による豊臣勢力一掃とみ、この間の政治諸過程のなかに「將軍―大名の主従関係、参勤交代制が元和元年の武家諸法度に先ず位置づけられた」(傍点筆者)と述べたのであって、元和元年に「制度的に確立した」などと毛頭考えていない。この点、評者の誤読による批判といふべきであろう。

(3) 塚本学「武家諸法度の性格について」(『日本歴史』二九〇号、昭47)。同論文では元和元年・寛永六年・同十二年以下の武家諸法度の条文解釈から、元和度のそれが「將軍への参勤でなく、天皇への参勤」とし、それは「諸大名の挙兵上洛をおさえる現実の必要に応」ずるものであったと述べている。氏の所説は示唆にとみ傾聴に値するものが多く、註②の評者も塚本氏の見解に留意すべきであるとしているが、私はこれとは別の法文解釈をしているので、敢えてこれに従わなかった(別稿)。

(一) 織豊政権下の竜造寺・鍋島両佐賀藩と上洛参勤との関係

前稿では、九州諸藩のうち佐賀藩の豊臣氏に対する上洛参勤について若干ふれたが、徳川氏への参勤交代は紙幅の関係もあって省略し、「徳川初期、大名の参勤状況一覧表(主に九州大名)」に佐賀藩関係は『直茂公譜』『勝茂公御年譜』等によって記入した。ところが、その後の調査によって、これは非常に不完全なものであることが判明したの

で、本稿では右のほか、『直茂公譜考補』『勝茂公譜考補』『元茂公御年譜』に加え、『佐賀県史料集成』七〇十六巻所収の「田尻家文書」「鶴田家文書」「多久家文書」「坊所鍋島家文書」「蓮池鍋島家文書」「白石鍋島家文書」その他の史料を併用して、可能なかぎり補正・復原することにした。同様のことは、佐賀藩だけでなく、前掲表の豊前中津・小倉藩の細川氏を除く概ねの大名についてもいえるし、このことが前稿の私見批判の一因ともなっていると思うので、九州諸藩のすべてに関する補正・復原作業が当然必要となるが、これは別稿にゆずって、本稿では特に佐賀藩にかぎったわけである。

さて、参勤交代といえば、統一権力者（または上級の支配権者）に対する地方権力者（または下級の支配権力）、一般的には將軍に対する大名、本藩主に対する支藩主または知行主の、主従関係の表示としての拜謁・勤役を前提とした参府（または本城伺候）・就封を指すのである。したがって、参勤を契機として、当事者間には御恩と奉公の主従関係が位置づけられるので、当然のことながら統一権力者らは服従の証しとしての参勤義務を強制する。豊臣秀吉が天正十四年、自分の母大政所を人質に供してまでして徳川家康に執拗に上洛参勤をすすめ、漸くこれを実現したごときは参勤のもつ意義を如実に物語るものである。また、小田原北条氏が滅亡した一因として、豊臣秀吉による上洛命令に対して北条氏直の伯父氏規が上洛して、宗主氏直みずからはこれに応じなかったことがあげられるが、奥羽の雄伊達政宗も当初は秀吉のもとに上洛参勤せず、すでに早くこの手続きをとった会津蘆名氏を攻め滅したことが伊達氏最大の危機を招くことになったのである。また、島津義久が、秀吉からの「致上洛、御礼ヲ可申上旨」の書状に対して、「曾テ不肯、却テ悪口ナト申ケルニ依テ、御腹立アリ、弥御退治可被成ニ相極リ」、秀吉の島津征伐の軍を惹き起したのも、その一例である。この場合、小田原北条氏の例のように、参勤交代の重要なポイントは、統一権力者から名実ともに藩を代表するものと認定された宗主権の保持者であることであって、それ以外の者が統一権力の許可なしに、みだりに代行することはできないのである。この意味では、織豊期の竜造寺氏から鍋島氏に藩政の支配権が移行

した佐賀藩の場合、参勤交代は藩成立との関連からも無視できぬ重要性をもっている。

ところで、佐賀藩の成立については、その時期、藩主歴代等と関連して必ずしも定説をみているわけではない。その一因として、同藩の場合、竜造寺氏より鍋島氏への政権移譲の過程で、宗主権の内容に家督と領国支配の機能との乖離を生じて、理解を困難にしている側面がみられるからである。なお、同藩の成立に関する主要な説を示すと、次のとおりである。

(1) 久米邦武氏は、竜造寺政家の隠居後、一門の鍋島直茂に幼嗣長法師丸(竜造寺高房)の国役代理の下命があったことをもって、「是れ、竜造寺の鍋島になる端なりとす」とし、勝茂が竜造寺遺領を相続したのは慶長十二年からで、直茂を藩祖、勝茂を初代とみる。⁽⁴⁾

(2) 三好不二雄氏は、天正十六年十一月政家が嫡嗣長法師丸を直茂の養子にした書状、また同年のものと推定の、竜造寺一門が直茂に領国支配を付託する旨の政家宛て起請文、等々を示したうえで、「領国と領国内の家臣団の主は、政家のあとに竜造寺の家督を継いだ高房であって、直茂は、高房が領主として本来有する領国支配の機能を一時分離委託されたもの」とみる。そして、その後の戦鬪の指揮などで直茂の勢威が強化されて、竜造寺の家督と肥前領国の支配権とは別個の存在と化し、高房の死後は竜造寺の家督も信濃守勝茂に継承されたとするのである。⁽⁵⁾

(3) 城島正祥氏は、政家の隠居後、家督を継いだ高房に対し、天正十八年正月豊臣秀吉が三十万九千九百二石の朱印状を宛てたことなどの検討から、秀吉が肥前全体を「高房の領国」とする一方、竜造寺氏一族の武雄・多久・諫早・須古の四氏や神代氏、鍋島直茂・勝茂らの「領国内での半独立性」を認めたとし、高房を「名目上の大名」、直茂を「事実上の大名」とみ、慶長十二年の高房の死去で「名実ともに鍋島氏の佐賀藩が成立した」とする。⁽⁶⁾

(4) 藤野保氏は、天正十五年六月、豊臣秀吉が島津征伐後、博多で実施した諸大名の知行割によって、九州の戦国大名も一挙に近世大名(藩)に推転、西日本最大の竜造寺佐賀藩が成立したとする。そして、天正十八年の秀吉の朱印状に鍋島佐賀藩の前提を見出し、朝鮮出兵で竜造寺氏の与力衆が鍋島氏の軍役体系に包摂され、文祿四年直茂の子勝茂が大名世嗣としての処遇をうけたことなどをあげ、特に翌五年六月勝茂に宛てた竜造寺・鍋島一門等の起請文の内容検討をつうじて、同年に鍋島佐賀藩の成立をみるのである。⁷⁾

以上の諸説を検討すると、竜造寺政家隠居後の嗣子高房と鍋島直茂との関係をどのように位置づけるかで、佐賀藩成立の年代と藩主歴代名に相当の違いが生ずることがわかる。すなわち、鍋島氏への政権委譲を政家の隠居後とするか、高房の代か、または高房の没後とみるかによって、佐賀藩主は①政家↓直茂↓勝茂、②政家↓高房↓直茂↓勝茂、③政家↓高房↓勝茂といった具合にわかるが、それは結局いかなる政治事象を指標とするかという問題に還元されるのである。これは竜造寺の家督と領国支配との乖離過程にある高房、直茂の政治的位置づけの評価と深く関連するが、前四説のうち、(4)の藤野説は、竜造寺佐賀藩↓鍋島佐賀藩という移行を政治史的に位置づけた点で、他の三説とは際立った特徴を示している。同説では、鍋島佐賀藩の成立を文祿五年とする関係上、③に該当すると思われるが、こうした点を私は、竜造寺氏・鍋島氏の統一政権に対する参勤交代の側面から併せて見るのが至当であると考えている。それは参勤交代が原則として、大名またはその世嗣によって行われるからである。

さて、竜造寺政家はすでに天正十年、豊臣秀吉に書を送って羽柴豊臣姓を賜与されたが、同十四年には家臣三浦可鷗を大坂の秀吉のもとに派遣し、その秋島津氏と義絶したうえで肥後に出陣した。ついで、翌十五年の秀吉の島津征伐には筑後などに出陣し、秀吉が筑前筥崎で九州諸大名の知行割を実施した時は、政家も領地の安堵をうけて「関白殿へ御礼」を言上、黄金・白糸を進献した。すでに前年の暮れには、鍋島直茂が「政家公ノ御名代トシテ御上洛」しているが、九州の地とはいえ、政家みずから秀吉に拝謁・御礼言上したのは、これが初めてと思われる。秀吉が帰

坂、入京して聚楽第に入ったとき、九州の諸將は競って上京して拜謁し、大坂と伏見の間に邸宅を下賜されたが、政家は上洛せず、直茂が上坂したにすぎない。同年八月、佐々成政に反抗した肥後国人の一揆が勃発すると、在坂中の直茂は一揆退治のため急拠、瀬戸内海を經由して九州に戻ったが、『諸將のうち政家だけが肥後に出陣していなかった。この行為は、小早川隆景・黒田勘解由その他九州の諸將から「政家、今度病氣トテ出陣ナキハ異心有之テ虚病」かと疑われたが、直茂の弁明とその抜群の戦功により政家の不出陣は宥免されて、事なきをえたのであった。』⁽⁹⁾

天正十六年正月、直茂は「大坂へ御参勤被成候処ニ、忝上意ヲ以テ、政家公へ肥前一国被遣由、御朱印御拝領」のうえ帰国、政家に御朱印を渡したというのであるから、直茂の参勤は前同様、政家の名代としてのそれと見て間違いない。ところで、同年七月、右の御朱印拝領の御礼として政家夫婦・長法師・直茂らは同道で大坂の秀吉のもとに参勤し、⁽¹¹⁾政家は島津義弘・立花統虎・毛利秀包らと共に官位の昇進をみ、従四位下・肥前守に叙任されて、羽柴・豊臣姓と桐菊の紋の賜与をうけた。政家自身の直接の「大坂御参勤」はこれが最初であって、しかも政家が名実共に佐賀藩主であることを示すものでもあった。だが、この時早くも佐賀藩では、その名と実に乖離が始まっていた。すでに見たように元来、政家は病弱であって上洛参勤や軍役勤仕も思うにまかせなかったが、右の大坂参勤の際も「御病勢ニ依テ、久敷御在府公儀御奉公成サレ難ク」という状態であり、さらに⁽¹²⁾継嗣長法師(高房)も三歳にすぎない幼児であったため、みずからの身の処遇も容易ではなかった。万やむなく政家が一門宿老中に隠居の件を諮ると、祖母慶闇が「誰彼ト有テモ、飛驒守⁽¹³⁾ナラデ今ノ天下ニ御奉公申テ家ヲ相続スベキ仁是ナシ、本ヨリ隆信兄弟ノ首尾ナレバ、政家家督ノ後、飛驒守然ルベシ、左有テ長法師ヲ飛驒守守リ立ベキ由」を述べ、皆々これに同意したため、新しい方向が定まったのである。それは、直茂による竜造寺家督の相続と肥前国務の掌握、及び長法師の直茂養子化(御養子契約)を、竜造寺一門が承認したことを意味した。⁽¹⁴⁾

この重大決定には、小早川隆景が豊臣政権の意をうけて一定の関与をおこない、隆景は同年十月末か十一月に直茂

を招いて、政家の願いどおり長法師幼少の間は国務を勤めるよう申し談じ、政家に対してはこの約束を後年違変することなきやを糺し、ここに「公及御一門・宿老中」は相違なき旨を神文をもって隆景へ伝えたのである。この点について、『勝茂公御年譜』は、政家より「御国御政務并竜造寺御名字ノ儀、直茂公へ被相讓、向後於伊勢松モ相統不可有相違ノヨシ被仰出、依公儀御勤ハ直茂公被相勤メ、然レトモ竜造寺御名字ノ儀ハ御遠慮ニテ、鍋島ノ御本名終ニ不被相替ナリ」と実に簡潔に記している。⁽¹⁵⁾ こうした竜造寺・鍋島両氏の政務・家督上の重大変化に際しては、在坂中の関係者のみならず、本国の一族有力者との合議を必要としたことは当然考えられる。『藤龍家譜』は、「此時、公御下国成サレ、御隠居ノ僉議有テ、翌十七年ノ春又々御上リ成サレシ事ナラン、然シ諸記ニ見ヘズ」と政家の帰国を推測しながら、他方では病身のかれの逗留をも示唆する記事内容となっている。⁽¹⁶⁾ なお、直茂はいったん帰国のうえ、「長法師殿ヲ被召俱、舊冬ヨリ佐嘉ヲ御立、御上洛」し、十七年の正月七日には従五位下、加賀守に任ぜられて、羽柴・豊臣姓を賜与された。⁽¹⁷⁾ ところで、同年十一月、成富家為が田尻鑑種に宛てた起請文には、「如此御入魂候共、政家・長法師丸其下、加賀守親子ニ対せられ、於御隔心者、不可有其実候事」と記されており、⁽¹⁸⁾ この時点では国務の実質的役割はともかくとして、直茂・勝茂父子が政家・長法師（藤八郎高房）の下位にあることは明らかである。

豊臣政権はこうした現実をふまえ、翌十八年正月八日、藤八郎宛てに高三十万九千九百二石を安堵する朱印状を下附した。⁽¹⁹⁾ 一方、政家は同月、賜暇をえて帰国し、三月には佐嘉郡太保の新館に居住した。この結果、「藤八郎高房公へ政家公御家督タルベキ旨台命アリ、偕又直茂公へハ弥国事ヲ勤ラルベキ旨仰渡サレ、肥前国三拾五萬七千三十石ノ御朱印御頂戴アリ」ということになり、⁽²⁰⁾ この年、直茂の養子となった五歳の高房は、直茂宅に移り住むこととなった。⁽²¹⁾ この点につき、『寛政重修諸家譜』の鍋島直茂の項は、「天正十八年政家病により致仕するをよびて、其男高房幼稚たるにより直茂その家を相続し、肥前国内にをいて三十五萬七千餘石を領し、佐嘉城に住す。しかれどもなを鍋嶋を称し、豊臣太閤につかふ」とし、高房の項では「十八年直茂が家を継の時その養子となり、なお竜造寺を称す」^(天正)

と記している。

ここで問題となるのは、第一に、『藤龍家譜』『直茂公譜考補』などが政家の家督相続者を高房とするのに対し、『寛政重修諸家譜』が直茂としてゐる点、第二に、前二書が天正十八年正月に高房に御朱印が出され、次いで同年三月に直茂に御朱印が出たとするのに対し、後書が同年に「三十五萬七千餘石を領し」たと記すにとどめてゐる点、の二つである。私は、いずれの記述に誤謬があるかという史料批判の必要性もさることながら、ここでは一定程度の信頼のうえに立って、両者の整合的な解釈をこころみた方が妥当ではないかと考えてゐる。その内容は次のとおりである。

まず第一に、正月、政家が隠居を名目に御暇を願つた際、豊臣政権は前々年以来の直茂の意向にそつて高房を継嗣と見なして領知安堵の御朱印を下附したが、現に高房が直茂の養子となつてしまひ、しかも直茂が実質的な国務掌者である以上、御朱印の下附先きを直茂に変更するのが妥当と認識し、改めて同人に下附することになつたものと思われる。正月八日の高房への朱印状下附、同月の政家下国後も、直茂は引統いて在京し、漸く帰国したのが春、それも三月十七日の隆信七年忌の直前とみられるところから、在京中に豊臣政権への政治的裏工作を一、二月にかけて行ない、これが効を奏して三月七日朱印状を下附され、帰国の途についたとするのは、うがった見方であろうか。第二に、佐賀藩の朱印高は、天正十八年の正月が三十万九千二百石で、三月が三十五万七千三十石となることから、先きにふれた城島氏の見解、すなわち正月の朱印高の分析から佐賀藩の藩祖を直茂、初代を勝茂とし、さらに同藩の朱印高三十五万七千余石という通説の否定は、その大宗の根柢が失われてしまふのである。⁽²²⁾

以上のことから、私は、鍋島佐賀藩は若干旧体制の残滓を温存しながらも、ほゞ名実共に同十八年三月には成立をみた、前記四説に対して新たな仮説を提起する次第である。

その後の直茂の動きをみると、豊臣秀吉の小田原征伐に際しては、田尻鑑種らを尾張清洲城の城番に派遣、七月には直茂みずから小田原の秀吉見舞いに出むいて拝謁し、「遠御見舞」とその歡をかつた。⁽²³⁾直茂の領国内における政治

基盤確定に最大の場を提供したのが、文祿の朝鮮出兵であって、直茂は竜造寺旗下の諸将をみずからの指揮下におさめ、この戦闘をつうじて一挙に主従觀念を醸成した。ここに政治的にも思想上からも佐賀藩主として揺るぎない地位を確保したのである。先きに直茂が高房を養子にした時、江上家種の養子となった直茂の嫡子伊勢松(勝茂)は、その後鍋島家に戻り、文祿四年には従四位下・信濃守に叙任されて、大名世嗣としての処遇をうけた。⁽²¹⁾このことと、翌五年六月竜造寺・鍋島等の一門・宿老十五名が勝茂に宛てた起請文は、鍋島佐賀藩成立後の延長線上に位置づけられる意義を有するものである。特にこの起請文の内容は、高房・直茂には勿論、勝茂に対しても「於後無二心野心、身命之限可罷立御用事」を誓い、直茂の御芳恩による各家相続の事実を忘却せず、勝茂の下知に従って奉公すると述べ、藩主が国元に氣遣いなく秀吉・秀頼に奉公するよう進言しているのであって、鍋島佐賀藩の確立を明瞭に示唆している。

結局、以上のことから明らかなように、竜造寺佐賀藩は天正十八年正月の政家の隠居後、二ヶ月ほど高房が引継いで終わり、同年三月以降は名実共に直茂による鍋島佐賀藩が成立、朝鮮出兵など軍役負担・指揮をつうじて竜造寺一門の人心を収攬し、直茂一勝茂体制を確立したのである。したがって、この私見は、(4)の藤野保氏における文祿五年鍋島佐賀藩成立説を天正十八年三月まで遡及させ、かつ佐賀藩主を政家↓(高房)↓直茂↓勝茂とみる点で前述◎の立場ながら、やゝ①に接近した内容といえることができる。

さて、前述の朝鮮出兵に際して、直茂は文祿元年四月に渡鮮して翌二、三年の正月を朝鮮の竹島などで迎え、同三年日明の和議で帰国すると「伏見ニ御参勤」、翌四年及び五年(慶長元)の正月を伏見で迎え、二月には同地で勝茂の婚礼をあげた。その後、明との和議が破れて朝鮮再出兵となると、まず同年十月、勝茂が伊万里から渡鮮して、慶長二、三年の正月を朝鮮で迎えたのに対し、直茂は二年正月に渡鮮したようである。⁽²²⁾そして、同年四月初旬には秀吉の招きで帰朝して、大坂で秀吉・秀朝に拜謁、「御礼」をすませて諸種の拝領物を頂戴すると、五月には賜暇を得て

下国、六月中旬伊万里から渡鮮、竹島で勝茂に合流したのであった。なお、『直茂公譜考補』は、五月直茂が伏見の私邸に秀吉を招請するに際し、「藤八郎殿ヲ肥前ノ惣領ニ立ンガ為」に「コノ御饗応高房公ノ御招請タルヘキ由、増田右衛門執達セラルト云共、御許容ナ」く、ために石田三成の執達で、直茂が秀吉を招請した旨の『普聞集』の記事を載せている。⁽²⁷⁾ もはや豊臣政権としては、竜造寺高房が佐賀藩主に復活する余地を全く認めていなかったのである。秀吉の没後、直茂・勝茂は三年十二月、他の諸将と同じく帰朝して上洛、伏見城で秀頼に拝謁し、翌四年の正月を父子ともに伏見の邸宅で越年して伏見城に参勤した。この年の四月、直茂はひとり賜暇を得て佐嘉に下国したが、十月下旬には伏見・大坂騒動の報せをうけて再上洛し、五年の正月も勝茂らと共に越年している。⁽²⁸⁾

ところで、天正十八年三月の鍋島佐賀藩成立後の竜造寺政家・高房の動きを見てみよう。同年八月、豊臣政権は諸大名に人質提供を命じたが、『直茂公譜考補』によれば、この人質として「直茂公ヨリハ御上様ト御次男平七殿、江上家種ヨリハ伊勢松殿、後藤家信ヨリハ嫡子初龍、竜造寺家晴ヨリハ嫡子萬蔵、大坂へ罷上」⁽²⁹⁾らせたとあり、ここでいう御上様とは隠居中の政家というより、同年正月より三月六日までの前藩主高房とみるべきであろう。伊勢松は江上家に養子中の鍋島勝茂である。高房が人質たることは、かれが直茂の養子である点にもとづくものと思う。ここに天正十四年以来、竜造寺氏(政家)の人質として在京中だった政家の母宗閨尼と息女於安は解放されて帰国したのである。翌十九年、秀吉の朝鮮出兵を見越した直茂は、大坂玉造の邸宅で、人質として在坂中の「藤八郎殿を初メ、御簾中其外」を召寄せて、自分の出征後の心構えを説き論じた。⁽³⁰⁾ また、高房宛てに軍役催促状も出たというが、所詮これは名目上、というより筋違いの催促状といふべきであろう。直茂がみずから渡鮮したのに対し、高房は軍役と何のかかわりももたずに在京したのである。他方、隠居した政家については、『勝茂公御年譜』等は、慶長三年十二月帰国した直茂・勝茂のあとに続けて、「政家公同ク御帰朝在ル」と、その渡鮮を示唆する記述がみられるが、⁽³¹⁾明証を欠き疑問である。

また、文祿・慶長の役における高房の消息は詳細ではないが、直茂・勝茂の帰朝後、かれが慶長四、五年の正月を伏見と大坂で、直茂父子とそれぞれ相共に迎えたことは確かである。⁽³²⁾ 高房は、五年九月の関ヶ原の戦では西軍側につき勝茂と行動を共にしたが、⁽³³⁾ これはかれにとつて初めての戦闘であった。⁽³⁴⁾ 敗戦後、敵対の罪を赦されて立花氏の柳河城攻撃に下国した勝茂に対して、高房は家康の命令で大坂に滞留し、七年九月初めて賜暇をえて帰国したのであった。翌八年六月、勝茂が従四位下に叙せられ、駿府の家康のもとに勤めるようになった時、高房は従五位下・駿河守に叙任され、江戸で秀忠に勤めるよう家康の命をうけた。⁽³⁵⁾ 高房に国もとから送られた料米は八千石である。同年八月、高房は直茂父子の意志で、竜造寺の家督を自分が継ぐことを喜び、かつ勝茂との間が兄弟の首尾たることを述べた書を円光寺元信に送り、⁽³⁶⁾ 翌年閏八月、勝茂と共にいったん佐嘉に帰った。⁽³⁷⁾ しかし最早やその家督が佐賀藩の支配とは全く無関係という現実を、勝茂との対比によって痛感させられる日々が続いた。十二年二月、かれは前途を絶望してか夫人を殺したうえ、自書をはかって果さず、また帰郷して保養することもやめて、九月江戸で没した。一方、父の政家も十月これを追うかのように死去した。

豊臣・徳川両政権をつうじて、竜造寺政家の参勤は一、二回程度で、高房にはその形跡が全くみられず、鍋島直茂が政家の名代として参勤した以外は、直茂みずからの参勤だった点に、両者間の際立った特徴が示されている。参勤交代の側面からも、竜造寺佐賀藩の消滅は必至だったという事情がよみとれるのである。

【註】

- (1) 『東照宮御実紀』巻三。
- (2) 丸山雍成「参勤交代制の研究(一)―九州諸藩を中心として(1)―」(『九州文化史研究所紀要』第二二号、昭51)。
- (3) (8) 『直茂公譜』第四卷。
- (4) 久米邦武『鍋島直正公伝』第一編(大正9)二〇〇―二一頁。
- (5) 『佐賀県史』上巻(昭43)六五三―六六七頁(三好不二雄氏執筆)。

- (6) 城島正祥「佐賀領の石高と成(上)」(『歴史地理』九〇巻三号、昭)、城島正祥・杉谷昭『佐賀県の歴史』(昭47)七〇〜七二頁。
- (7) 藤野保「竜造寺領国の形成過程と国人領主の動向」(『九州文化史研究所紀要』二三号、昭52)。
- (9) 『直茂公譜考補』第六巻。
- (10) 『隆信公御年譜』坤。
- (11) この時の参勤を『隆信公御年譜』坤は「御夫婦様、長法師様」とし、『藤籠家譜』四は「公御二方、御子様方、及直茂公」とし、『直茂公譜』第四巻・『直茂公譜考補』第五巻は「政家公・御両方御子達・直茂公」とし、長法師(高房)が確実に含まれるか否かは明らかでない。
- (12) 『藤籠家譜』四。
- (13) 『勝龍家譜』二十。
- (14) 政家とその一門が直茂に竜造寺家督をゆずることを承認した事実は、後年の史料ながら、寛文元年「多久茂辰覚書」に、「一、政家様より日峯様江御家渡し之時、互之誓紙並親類中誓紙之扣、但天叟御自筆」とあることからも明らかである(『佐賀県史料集成』古文書編・第十巻、所収)。
- (15) 『勝茂公御年譜』第一巻。
- (17) 『直茂公譜考補』第五巻。
- (18) 「田尻家文書」二二八―成富家起請文(『佐賀県史料集成』古文書編・第七巻、所収)。
- (19) (22) 城島正祥氏前掲論文(註6参照)。城島氏は、天正十八年の正月の朱印高三万九千九百二石(A)の事実から、三月の朱印高三万五千余石(B)を「全く否定」される。この場合、氏の論理には、正月に(A)であるから、三月も(A)である筈との独断的前提がある。次に、氏は(B)約四万七千石程の差が説明できにくいことを説いて、(A)には天正十五年秀吉が別に鍋島直茂に与えていた養父半郡と高来郡の神代をふくまず、文禄元年に帰属の彼杵郡長崎港外の深堀氏の領地も含まれず、たとい「これらを合算したとしても、到底三万五千余石には達しない筈である」と断定されるが、これも疑問である。一体に、約四万七千石程の差があることなど、(A)、(B)を別ものとみれば何の支障もきたさない筈だが、(A)、(B)の何れか一つに見立ようとするから問題となるのである。但し、同論文所収AⅤ△表BⅤの内訳けのうち、政家一五、〇〇〇石(A)、五、二二四石(B)、後藤家信一四、〇〇〇石(A)、一九、七〇四石(B)、竜造寺家晴一九、一八八石(A)、二二、五〇二石(B)、同長信一〇、〇七〇石(A)、一六、四〇〇石(B)であって、四人だけでも(A)―(B)の差は一五、五七二石であるから、鍋島直茂の分を加えると、実質的には(B)―(A)の差はさらに縮まる筈であるが、これ

は城島説を否定こそすれ、問題の本質上は無関係な数値となる。

- (21) (31) 『勝茂公御年譜』及び『同考補』第二巻。
(23) 『直茂公譜』第四巻及び『同考補』第五巻。
(24) 『直茂公譜』及び『同考補』第五～九巻、『勝茂公御年譜』及び『同考補』第一巻。
(25) 「多久家文書」七三―竜造寺周光等十五名連署起請文前書案（『佐賀県史料集成』古文書編・第十巻、所収）。
(26) 『直茂公譜』第九巻。もっとも、これには異説があり、『直茂公譜考補』第九巻は、慶長元年の再出兵に先立って、「公（直茂）ハ初ヨリ竹島へ御滞留、同十一月勝茂公モ御渡海アル」との『主水記』の記事や、「慶長二年丁酉正月、信州大守勝茂公朝鮮御渡海、竹島ノ昌原ノ城ニ入ラル、三月、勝茂公十八歳、御父子様御同前ニ御渡海」という『旧記』の説を載録している。
- (27) 『直茂公譜考補』第九巻。
(28) 『直茂公譜』第九巻・第十巻。
(29) 『直茂公譜考補』第五巻、『勝茂公譜考補』第一巻。
(30) 『直茂公譜』第五巻。
(32) 『勝茂公譜考補』第二巻。また、慶長四年閏三月の多久長信書状には、「藤八様、加州父子ニ日々出頭申候や」云々とみえ、当時、直茂父子と高房は同一邸宅に居住していたと推察される。
- (33) 『直茂公譜』及び『同考補』第十巻、『勝茂公御年譜』及び『同考補』第二巻。
(34) 「田尻家文書」二五四―鍋島直茂夫人陽泰院消息（『佐賀県史料集成』古文書編・第七巻、所収）。
(35) 『勝茂公御年譜』及び『同考補』第三巻、『直茂公譜考補』第十巻。
(36) 『勝茂公譜考補』第三巻。
(37) 「多久家文書」六八一―鍋島直茂書状（『佐賀県史料集成』古文書編・第十巻、所収）。

(二) 徳川初期政権下の佐賀本藩主の參勤交代

慶長三年十二月、朝鮮より帰朝した鍋島直茂・勝茂父子は、博多で石田三成らから秀吉の遺言を聞くと、佐嘉城・蓮池城にも立寄らずに上洛、伏見城で秀頼に拜謁した。そして前田利家邸で父子共に秀吉の遺品を受取ったが、その後の政治状況の新展開を見越してか、直茂の行動は微妙で、徳川家康邸にも伺候している。翌四年正月、秀頼は世上の騷擾もあって伏見から大坂に移った。特に閏三月の前田利家の没後は、政局の激動にともない、五大老・五奉行制が有名無実化すると、徳川家康が秀吉の遺言による幼君秀頼の輔佐を口実として天下の実権を掌握し、事実上の政務独裁制の段階を迎えた。前年より引続いて伏見豊後橋の邸宅にあった鍋島直茂は、こうした政情の中で諸大名と種々内密の協議を重ねており、閏三月には肥前東松浦郡大河野の鶴田善右衛門らに、

幸便之條、一書令啓候、生札帰国之後、相かハる儀無之候、過半内府様御存分之まゝニ罷成躰候、大納言殿去四日御遠行候、御息肥前殿、(利長)内府様別而被仰談候故、年寄衆五人之内、是又過半家康ニ被申入之由申候、備前殿中
 国まで相すミ悦申儀候、今少石治少被仰事共候けに候、是も御無事ニ可成と存候、其面普請彼是不可有油断事、(石田三成)
 肝要候、右之分ニ未二三人も依不相濟躰候、たゞ今も弓鍮取あハせ走あひ候儀、やミ不申候、かハる儀候ハ、早速可申越候、此書面喜清次殿へ懇ニ可被申候、恐々謹言、

(慶長四年)
 閏三月七日

鶴善 右

(久海井)
 久弥五 左

御宿所

鍋加守

直茂 (花押)

と、中央政局の動きを報らせて、本国において城普請などを怠らぬよう命じている。(2) この書状の文面に、直茂の政治

的立場、特に家康に対する考え方などが言外に示されている。果して四月、直茂は前年以来、共に伏見にいた竜造寺高房を大坂に、勝茂を伏見に残して急拠肥前にくだった。九月、家康の大坂入城後は世情騒然として、大小名や町人などが東西南北に右往左往し、勝茂も伏見の邸宅から大坂に駆けつけるなど緊張状態が続いた。勝茂がこの旨を国元に飛脚で注進すると、直茂は十月下旬、肥前を急ぎ発って大坂玉造の屋敷に入った。この時、家康は、「加賀守、老躰ニテ間モナク上洛、別シテ苦勞ノ儀」と、懇ろにねぎらっている。家康が鍋島氏の動向に深い関心をいだき、政治的働きかけをしようとする意図の一端がかがわれる。

慶長五年正月、直茂父子や高房らが大坂玉造の屋敷で春を迎えたとき、豊臣秀頼は大坂城の本丸、徳川家康は西の丸に在館して諸侯の年礼をうけた。時あたかも、「会津景勝卿参勤ナクシテ、又逆心ノ聞ヘアリ」、六月中旬、家康は上杉景勝の叛逆を理由として会津征伐に踏みきったが、家康に相隨う諸国の大小名は二十五名におよび、直茂も随従を願った。この時家康は、天下危急の時節で九州の状況が心許ないからと、直茂も加藤清正と同じく急ぎ帰国して、黒田如水と相談のうえ九州筋を守るよう命じたという。ここに直茂は、家康に使者をもって、「今度某儀ハ任嚴命、本国へ罷下り候、然ハ関東御供ノ儀ハ藤八郎・信濃守ニ申聞セ置候ノ間、被召連可被下旨」を願い、同月十五日大坂から帰国した。さて一方、勝茂は、高房や多久家久・須古信昭以下を召連れて大坂を出たが、若干の遅発のため近江愛知川に関をすえた石田正澄の軍勢一万余に差留められ、さらに西国大小名の大半が石田三成に味方するに及びこれに従い、美濃八日市近辺に滞在の後、大坂方の毛利輝元・宇喜多秀家や五奉行の招きによって帰坂した。勝茂が豊臣秀頼に拝謁したのは、この時とみられ、その後かれは伏見城や伊勢の阿津野城を陥れ、松坂城を攻囲し、さらに長島城と対陣するなど活躍した。しかし関ヶ原の戦における西軍の敗北は、鍋島家の浮沈にかかわる一大危機を招いた。この時、西軍についた筑後柳河の立花氏は、大津城の京極高広を攻めて大坂へ引きとり、各人質の妻子らを奪って帰国したし、他方、関ヶ原より和泉堺に引き退いた島津氏は、大坂玉造の屋敷にいる勝茂に使者を送り、「我等

儀、只今出船国本へ罷下ルナリ、御同道可申間御打立候様ニ、船中ノ用意等ハ每物御心遣有間敷」と、帰国の道連れを求めてきた。一家存亡の岐路に立つ勝茂は、宿老と相談のうえ大坂在留を決定し、さらに家康に検使を申請して勝茂以下家中一同の切腹を決意した程である。しかし、井伊直政・本多正信・円光寺元信らの取持ちで、父直茂の忠心を汲んで赦免されることになった。ここに勝茂は伏見城の家康、二条城の秀忠に拜謁のうえ御礼を言上、筑後柳河の立花宗茂征討を命ぜられて下国したのである。⁽⁶⁾

『勝茂公御年譜』など鍋島氏関係の家譜類には、すでに天下の実権をにぎった徳川氏を憚って、勝茂がやむなく西軍側に属したような記述が多くみられるが、多少曲筆の感も免れない。もつとも、『光茂公譜考補』の「長崎御番大意御意」には、次のような興味ある記述がある。⁽⁷⁾

「泰盛院殿関ヶ原御陳ノ時、西方被成候儀、御誤ト人皆申支ナレト、我等ハ全ク御取違ト不被思召、祖父様御同意也、此段ハ御当代ヲ遠慮至極成申支ナレト、我等心底上様ノ於御前モ不憚申上覚悟也、其子細ハ勝茂公大閤ノ御重恩不浅支ナレハ、秀頼御下知ト有之時ハ分別ニハ及ハス、勝負ニハ不構、西方ヲ被成候コソ御尤ニ候、倭西方敗軍ノ上ハ家ヲ御崩シ候ハデ不叶処ヲ、御赦免被成候支ハ権現様御重恩難申尽、今日迄家ヲ連続申儀、松平御家ノ御厚恩ナリ」(前後略)

ここでは孫の光茂の口から、勝茂が従前の豊臣氏との恩顧関係にもとづき、初めから利害得失・勝敗の帰趨をこえて西軍側に味方する意志だったことが語られている。⁽⁸⁾要するに鍋島氏の場合、従来の恩顧関係と御家安泰との矛盾を、直茂・勝茂の父子が徳川・豊臣双方に便宜的に分れ従うことによって止揚せんとしたことは間違いない。他方、西軍の敗北後、家康が勝茂を処罰せず、立花氏の柳河城攻撃をもってその代償としたのは、直茂の忠心を顧慮したというよりはむしろ、西国、特に九州には島津・毛利・立花その他豊臣方の勢力が根づくよく残存しているため、現時点で鍋島氏を敵にまわすなどの愚策をすて、恩貸関係による懐柔策をとり、九州鎮撫に役立てようと考えたからである

う。

慶長五年十月、直茂・勝茂父子は柳河城を攻略すると、その旨を家康・直政らに報告、また島津征討の軍に参加して肥後佐志岐まで出陣した。『勝茂公譜考補』には、「此年ノ暮、御父子様ノ両御前様、大坂ヨリ御下国アリ、蓮池城へ御入有」と記されているので、直茂父子は島津征討後、直ちに家康のもとに上洛参勤したとみられる。次いで翌六年の春、直茂に肥前三十五万七千余石安堵の朱印状が下附された。直茂父子は急ぎ参府したうえで、徳永法印をつうじて簾中の江府入質を願ひ出たが、それには及ばずとの上意で、二男平七を秀忠のもとに人質として提出した。この年の江戸参勤は、『勝茂公譜考補』の慶長六年の項に、「今年公御参勤ノ節、去年御忠節申上タル桑名ノ惣助御尋ナサレ、彼カ宅へ御止宿アリテ、是ヨリ御本陣ニ定メラル」とあることから明らかであるが、鍋島父子の帰国時期と翌七年の参勤交代については、藩主の御年譜類だけでは判然としない。

慶長七年正月の家康の伏見上洛を、正月二十日附の鍋島生三宛て勝茂書状には、「今日廿日下関着船候、内府様御上洛之御沙汰いまた無之候、大坂着候は早々到来可申候」とあることから、勝茂は前年中にいったん帰国し、七年正月の家康の上洛を見計らって佐嘉を出発したと見るべきであろう。伏見上洛の後、勝茂が参府したか否かは明瞭ではないが、この段階までは諸大名の江戸参勤は一般化していなかったようで、三上参次氏のごときは、慶長七年正月の前田利長の参府を、大名が江戸に來た最も早い例とみている。右の説が誤りであることは、鍋島氏の例からもわかるが、徳川氏は関ヶ原の戦以後、諸大名に江戸の邸地を賜与し、次第に外様大名の邸宅がふえる傾向にあった。特に九州では「ヒトリ島津家ノミ其罪ヲオソレテ参勤セサリシヨモ、又咎メ給ハズ、(中略)領国安堵ノ御誓詞ヲサヘ賜テ、懇ニ諭」すといった懐柔策が効を奏し、ついに「七年十二月、島津陸奥守忠恒上洛シテ拜謁アリ、コ、ニ至リテ四海統一シ」⁽¹⁾、徳川氏による全国統治策は一步前進をみたのである。

翌八年二月、徳川家康の征夷大將軍宣下は、諸大名の参勤交代に一大契機となった。同月下旬には、福岡城主黒田

長政・平戸城主松浦鎮信・徳島城主蜂須賀至鎮など西国の諸大名が相ついで江戸に参勤したが、徳川氏が諸大名に江戸普請の手伝いを命じたことなども、こうした傾向に拍車をかけたようである。『慶長年録』は「四月、此春より上方諸大名衆江戸へ下向、秀忠公へ出仕、此頃は大方帰参」と、時の趨勢を直截に表現している。¹²この四月には池田輝政、そして五月には毛利輝元が江戸に参勤、十月には結城秀康・松平忠吉・浅野幸長・加藤清正ら親藩・外様大名が、また十一月には松前慶広が参勤した。以上は『徳川実紀』所載の分にすぎないが、他方では、こうした諸大名の動きに歯止めをかけようとする動きもあらわれている。七月下旬、徳川秀忠の娘千姫と大坂城の豊臣秀頼との祝言に際し、福島正則らが勧誘して、「太閤恩顧ノ大小名、秀頼ニ対シ、益疎略アルヘカラサル由」の起請文を上呈したとの噂など、¹³その一端を示すものである。

こうした状勢の中で、鍋島直茂は、『勝茂公譜考補』によれば駿府に参勤して、家康から「其方家ノ儀、辛勞ヲ以相統シタル支ナレバ、以来可連続仕置肝要ナリ、(中略)国許罷下り仕置等堅固可申付」と申渡されたという。しかも家康は、直茂を伏見に召寄せて、勝茂の叙任などを内談、直茂の願いを容れて高房をも叙任し、勝茂を駿府の家康、高房を江戸の秀忠に勤仕させることにした。この叙任の時期は六月下旬というから、¹⁴勝茂・高房とも上洛中かとも推測されるが、この点は検討の余地がある(後述)。一方、直茂は六月下旬以降には帰国したと思われるが、その後家康の上洛中に伺候すべきところ、病気を理由に有免を願ったようである。閑室元信が鍋島生三に宛てた書状によれば、「加州御上洛之儀も、無何と従上様上洛無用と被仰候様取成申候、御聞候而可為満足候」と、直茂が上洛参勤の猶予方を元信に依頼したふしがかがわれる。¹⁵この時期の上洛参勤が、大名の自発的意志によるとのみ見られぬ事例というべきである。これより先き同年五月、勝茂は国元へ八月中旬下国する旨を伝え、早船九艘の廻漕を命じているが、七月には秀頼の祝言について、「進物之儀、おひたゝしき事候、銀子計六七百まいほと進上申候、其外御ふく¹⁷七八十入事候、一ヶ国取の衆ハ八十貫目ほとの入具由候」と伝え、また下国用の廻船方を繰りかえし命じた。¹⁸しか

し、下国予定は延び、十月三月の書状では、勝茂は四十日程煩って草臥れたと述べ、さらに元佑と相談のうえ、家康の江戸下向の日まで詰めることにし、「上様来る十八日必江戸御下ニ候、我等儀廿日ニハ大坂出船可申候」と伝えている。⁽¹⁹⁾ 事実、家康は十八日伏見を発ったので、勝茂は十一月初旬までには佐嘉に到着した筈である。

慶長九年三月、徳川家康は江戸を発って上洛の途につき、晦日に伏見に到着したが、勝茂は東海道石部宿で出迎えて拜謁した。⁽²⁰⁾ 四月朔日・二日は、家康が正月江戸に在ったため、「年頭ニ准ジ在大坂・伏見ノ列侯群臣、両日ノ間ニ伏見へ登城シ、神君へ拜謁ス」という状景を呈したが、⁽²¹⁾ 勝茂もこの時伏見にいたと考えられる。かれは四月下旬、国元の鍋島生三に宛てた書状で、「爰元へめしつかい候女共無之候間、(中略) 五月中ニ伏見罷着候やうに早々可罷登候」と、召使いの女の派遣を要望し、五月中旬には直茂の病状の快気を喜ぶと共に、「藤八郎殿、加州同然ニ、七月時分可為上洛之由、可然存候」と述べている。⁽²²⁾ しかし、六月下旬の書状には、「藤八郎殿御上洛候節、御乗船之儀、⁽²³⁾ □水々給候天神丸ニ而も、加州無上洛候は、小白船ニ而もよく候ハん哉」とあるから、直茂は病いの再発で高房のみの上洛かと思えるが、実際には直茂・高房は同道したようである。それは直茂が閏八月、鍋島茂里・同生三に宛てた次の書状によって明らかとなる。⁽²⁴⁾

わさと令啓候、將軍様今日、十四、江戸被御下向候、仍昨日十三、藤八殿位之儀、諸大夫ニ被仰出、面目之至目出度申候、今日左様之儀共相澄、今晚夜舟にて今も大坂可罷下候、先書申候様、秀頼様御礼參申上候間、明日致、御目見え候、□十六、十七、十八、必可、⁽²⁵⁾ □出船候、万其意候て迎馬とも可差越候、道ハ秋月通可被申付候、右之様子、与賀・本丸・三之丸・親類中へも可申達候、かしく

^(慶長九年)
後八月十四日

加(花押)

主水

生三

まいる

右の史料は閏八月の十四日、將軍家康が伏見を発つて江戸へ下向したという点で、正史と完全に一致し、慶長九年のものであることが明瞭であるが、ここでは幾つかの興味ある史実が示されている。第一は、藤八(高房)が昨十三日に諸大夫に仰せ出されたことから、『勝茂公御年譜』等の慶長八年の項、「今年六月廿六日、藤八郎殿被叙諸大夫、任駿河守、於江戸秀忠公へ可相勤旨、家康公ノ上意ナリ」なる記事は、年月日に相違がある以上、慎重な取扱いを要する。第二に、直茂は家康の江戸下向と同時に夜船で大坂にくんだり、秀頼に御礼参上して翌十五日拜謁し、十六、七日には大坂を出船、帰国の予定だと述べている。直茂の秀頼への御礼参上、拜謁は、前月下旬の秀頼の祝言に対してというより、豊臣恩顧の上方・西南諸大名が当時一般的に行なっていた大坂城参勤の一例とみれぬこともない。第三に、直茂はこれが終ると、早急に瀬戸内海經由、豊前大里に到着して、筑前六宿街道(長崎路)を避け、秋月通りを経て帰国したことがわかる(この点、後述⁽²⁶⁾)。

ところで、他方、勝茂も同年八月には、国元の竜造寺・鍋島等一門二十五名に宛てて、「藤八郎殿御気相能候て、昨十一日一段御仕合能、御目見相済候、可御心安候」と高房の叙位、拜謁の模様を伝えている。勝茂・高房の佐嘉下国が直茂と同時にどうか明証を欠くが、十月初め兩人は連れだって佐嘉を出立、六日、勝茂は生三宛てに黒田長政との面談、細川忠興への見舞いの使者派遣、下関到着及び渡海の件などを報らせた。かれは十月下旬にも、伏見から生三宛てに、「明廿七、駿江州江戸へ御打立候、我等も罷越儀に候」と伝え、閑室元佑もまた「明後廿七ニ駿州・信州江戸へ御下向にて候間、早速申入候」と同人に報じている。江戸に到着した高房は、本多正信らの執りなして、十一月十四、十五の両日、秀忠と家康に拜謁したが、勝茂も正信の引きまわしで「重畳御両殿様へ致 御目見可然由」と申渡されたとして、「御礼共相澄シ候ハ、やかて可罷上候」と生三宛て伝えた。なお、先きに勝茂は、伏見を発つ時、生三に宛てて次のように叙べている。⁽³¹⁾

「將軍様の御上落が今年中は延期となり、来年正月御動座との通知があった。円光寺の言では、今年中の国元へ

の下国は、本多佐渡守が御意を得て、然るべく仰せがあれば、それに従って罷り下るよとの由だから、下国することになると思う。そこで、此方に召置いた早船加子五十人を先日差下したけれども、師走の五、六日ごろ此方に差登らせてほしい。自分が下国しなくても、此方に普請はないので、早々に差登らせることに油断があつてはならない」

しかし勝茂は、年内に江戸から伏見・大坂を経由して海路帰国するとの予定が、翌年正月の家康の政治日程から実現できなかったらしい。『勝茂公御年譜』等の「同九年甲辰、公廿五歳、今年駿府へ御勤」との記事は、参府の後とみるべきであろうか。

さて、翌十年正月、家康は江戸を発駕して駿府に暫時逗留の後、二月初旬上洛の途につき、同月下旬伏見城に入った。また、秀忠も二月下旬には江戸城を出て、三月下旬に伏見到着、四月二十六日は秀忠が征夷大將軍に襲職して、家康は大御所となった。⁽³³⁾この時、勝茂は家康に随従して上京したが、その弟忠茂（和泉守）も秀忠に扈従している。五月朔日、諸大名が伏見城に秀頼の將軍宣下を祝した時、「関西ノ大小名ハ白銀時服ヲ献ジ、譜代ノ諸將は太刀馬代」を献上した。こうした趨勢を背景に、家康は高台院淺野氏をもって秀頼の上洛を催促した。これは秀頼の秀忠に対する参勤、すなわち豊臣氏の徳川家への臣従化を意味する。淀君がこれを受け容れる筈はなく、また一方、福島正則・加藤清正が秀頼の上京を制止したためとの巷説も流れて、必ず干戈が起ころものと市中の者みな危惧したという。こうした状勢の中で、同月十八日、伏見の鍋島邸において勝茂が家康の養娘於茶々を迎える婚礼が行われた。初め直茂は家康の於茶々提供の申し出を固辞したが、結局受けいれ、二月中には直茂夫妻も上京している。直茂・勝茂は伏見城に登り、家康の相伴で吸物や盃を頂戴、引出物に刀・脇差を拝領しているが、六月直茂・勝茂の両夫婦ともに賜暇をえて帰国した。⁽³⁵⁾

また、同十一年には諸大名に江戸城石垣の手伝普請が命ぜられて、正月から諸役夫が罷り登り、三月から普請が本

格化した⁽³⁶⁾が、勝茂は虎ノ門の工事を担当している。勝茂が正月十日附で鍋島生三らに宛てた書状には、「順風よく候て、今日下関出舟申候、大坂罷着候ハ、則人を下可申候」云々⁽³⁷⁾、また十八日附の書状には「我等事、海上無異儀昨夕大坂令着船候、爰元用所仕廻次第、五月中江戸可罷越と存候」⁽³⁸⁾とあることから、正月早々国元を発して、十日下関を出船、十七日に大坂へ到着したことがわかる。二月五日には遠江の東海道金谷宿に止宿したが⁽³⁹⁾、二十日の書状で「我等儀、去十一江戸罷着、同十二仕合能 御両殿様御目見え候、可心安候」⁽⁴⁰⁾と伝え、参府早々、公儀普請に従事した。八月中旬には、「今度御普請過分之儀ニ候処ニ、早々相済満足申事候、(中略)我等儀、被下 御暇候条、早々可罷下と存候ニ、御大方様御煩ニ付而、各御控候間、先以逗留申事候、乍去やかて可罷下候間」と普請終了後の帰国延期も報じ⁽⁴¹⁾、十月初旬の書状では「某も七日八日之比ハ可罷帰候条」云々と述べているので、十月七、八日ごろ下国の途についたのであろうか。

慶長十二年、幕府は駿府城の手伝普請を命じたが、佐賀藩では前年十二月以来、諸役の人数を差登らせ、多久・鍋島・成富・山代・小山・中野・石井らの諸氏がこれに従事し、翌十三年の秋帰国するまで続いた⁽⁴²⁾。勝茂の駿府または江戸参勤の時期は明らかでないが、十二年三月の覚書では、「駿州此中御煩様子之事」として、高房の内室殺害、自殺未遂の模様などを直茂宛てに報じており⁽⁴³⁾、当時は在府中で、六月ごろ帰国したらしい。七月、駿府城の殿舎の築造が竣工すると、將軍秀忠や豊臣秀頼以下、諸大名は献上物をもって祝したが⁽⁴⁴⁾、十二月には灰燼に帰し、再度工事を行わねばならなくなった。しかし、徳川氏の諸大名に対する相つぐ課役強制には、西国大名などの中では多分に反撥する空気もあったようである。このため、「此二三箇年ノ中、九州・中国・四国衆、何も城普請専也、乱世不違トノ分別」⁽⁴⁵⁾ともいわれ、翌十三年には佐賀城でも本格的な惣普請が行われて、家中全体の居屋敷や町小路が建設された。同年正月、江戸を発した忠茂の海路帰国に際して、直茂・勝茂は迎えの者を派遣したというから、父子共に在国して佐嘉城普請の指揮を行っていたのであろう。こうした傾向を、家康は勿論喜ぶ筈がなく、翌年五月かれは岡崎におい

て、「中国・西国之大名衆、於所々城普請丈夫に構之」を然るべからずと制し、⁽⁴⁷⁾また七月には広島城主福島正則の新城築造を強硬な態度で破却させている。⁽⁴⁸⁾なお、十三年の正月以降、勝茂は引続いて佐嘉にいた模様で、七月中旬かれが多久長門に宛てた書状の一節は、その間の事情を示唆している。⁽⁴⁹⁾

「將軍様駿府御成之儀篇相替、今月十一日より御出座由候や、諸大名御札之儀者、弥当年相延申之由、得其意候、我等儀者自余ニ相替申候段、円光寺へ御談合候之処ニ、長老御存分にて御用捨之由、尤ニ候、頓而菊之為御祝儀、使者可差上候条、其節本上州御父子へ去年以来之御札延引之様子、又今度御法度ニ付て不致参之通、可申展候」

勝茂が江戸か駿府に参勤した時期は、十一月佐嘉を発して、十二月に入ってからのことと思われる。これは同年のものとして推定される十一月下旬の生三宛ての書状で、勝茂が「我等事、今廿七、備後の内あふとへ令着候、大坂着岸不可有程候間、可心安候、仍持助左より申越候我等上ニ付、⁽⁵⁰⁾駿府銀子過分ニ可入之由申来候間、先五十貫目借銀候て急度可差上儀、尤候、(中略)加州懸御目可被申候」と述べている点から、直茂の在国と併せ判断されるのである。ところで、前年十二月に駿府城が全焼した際、家康は諸国の大小名の参上を制止したが、十三年三月に竣工すると、八月には將軍秀忠をはじめ諸大名が相ついで駿府に参上し、家康の移徙を祝った。『当代記』には、「八月、(中略)此比西国大名衆、駿河へ為移徙祝儀被下、九月十日比ヨリ、畿内・中国・西国・四国・北国衆、移徙為祝儀被下駿河、進物之事(中略)、其上各江戸へ相通、將軍へ出仕也」とあり、⁽⁵¹⁾勝茂の場合もその一例といふべきであろう。

慶長十四年正月、歳首の儀礼は、従前の例どおり「駿府・江戸へ出仕」して行なわれ、駿府では元旦に將軍秀忠と豊臣秀頼の使者が年頭の御礼をした。二月には、関東衆が駿府に祇候、また九州衆も昨年不参のため駿府に来て、移徙及び年頭の御礼をした。筑前の黒田長政が駿府に出仕したのは三月朔日で、年頭の御礼に銀子百枚も献上している。一方、勝茂は旧臘以来、在府していたようで、十四年長崎に黒船が来航した折は、「此節、勝茂公ハ御在江戸ナ

り」とある。⁽⁵²⁾なお、江戸・尾張の手伝普請で藩の御普請奉行を務めた川副五郎兵衛は、同年の佐嘉城天守石垣の普請に際して、「其初直茂公・勝茂公御前へ被召出て」同様務めたというので、⁽⁵³⁾勝茂はその後帰国して右の普請に立会ったものとみられる。他方、勝茂が十月九日、多久長門・鍋島主水に宛てた書状には、「従 將軍様、西国衆大船可被召上之旨、只今本土州・円光寺々被仰聞候、(中略)我等事、明日ハ可罷帰候間、何も以面可申達候」とあって、⁽⁵⁴⁾当時主水らは尾張名古屋城の手伝普請に出張中なので、おそらく勝茂はこの頃上京し、名古屋經由で駿府・江戸にむかう予定だったと思われる。⁽⁵⁵⁾

同年の西国大名の駿府・江戸参勤は、黒田長政・鍋島勝茂に限らず、寺沢広忠・加藤清正・細川忠興・松浦隆信・福島正則らも同様であるが、また幕府が同年十月、「中国・西国・北国大名衆、何も関東へ十二月下テ、於江戸可有越年」を命じたことは、⁽⁵⁶⁾江戸への参勤交代を豊臣系大名に強制する上で一つの画期となった。この諸大名に対する江戸参勤・越年命令は、家康の密旨によって將軍秀忠が布令したもので、この時、上方衆の江戸参勤は制止され、他方、駿府には美濃・三河・尾張の諸士が出仕した。⁽⁵⁷⁾これは前年、美濃・伊勢の諸士が駿府に越年・出仕せず、家康の不興を買ったことと無関係ではないが、特に当時反徳川の動きが活発化した福島正則ら豊臣系大名に対する牽制・支配強化策の一環とみられる。

翌十五年二月、將軍秀忠は江戸を発して駿府に至ったが、福島以下の西国大名の大半がこれに従った。ここにおいて家康は、前田利常・浅野幸長・金森可重・池田輝政・福島正則・毛利秀就・蜂須賀至鎮・生駒一正・加藤嘉明・山内忠義・黒田長政・田中忠政・細川忠興・木下延俊・竹中重利・稲葉典通・寺沢広高・鍋島勝茂・加藤清正ら、主として北国・中国・西国の豊臣系大名に名古屋城の手伝普請を命じた。⁽⁵⁸⁾これら大名は前年十一月、江戸に参勤・越年を命ぜられた顔ぶれと大略一致し、家康の意図が同時に名古屋城の手伝普請を強制する点にあったことを示唆している。このうち、福島・浅野・池田の三大名は、前年奥丹波の篠山城を普請したため、名古屋城の分は免除する旨の家

康の言で、その用意もしていなかったが、急に手伝普請を命ぜられた。この時、福島正則の不平を聞いた家康は、「築城に退倦する者があれば、速やかに分国に帰り、濠を深くして吾が軍の到着するを待て」と威嚇し、これに恐怖した福島らの各大名は伊勢・三河の大船を集め、西海・南海から巨石を運送し、人夫二十万人をもって築城したという。⁶⁰なお、同年の勝茂の駿府参着は二月、名古屋城への到着は閏二月頃との推測はできるが、その後の帰国期月などは必ずしも明らかでない。『勝茂公御年譜』によれば、同年正月、黒田長政が隣国の好みを結ぶ名目で佐嘉を訪問、鍋島主水宅へも立寄った際、勝茂は米田原松原で御茶屋を建てて酒盛りの御馳走をしたというが、前述のように勝茂は旧臘以来在府し、主水も引続き尾張普請に出むいて不在であるので、『勝茂公譜考補』の考証、慶長十三年黒田長政の佐嘉訪問説が妥当性のあるものといえよう。

同十六年三月、徳川家康は関東の大小名等十万を率いて駿府を発し上洛、勝茂もこれに供奉して妙見寺に宿泊し、六月には下国した。⁶¹家康は上洛に際して豊臣秀頼の上洛を求めたため、大坂方では秀頼の安危を気遣い、加藤清正・浅野幸長らを守護役につけて家康に面謁させた。この時、清正は「懐剣ヲ出シテ戴キ、故太閤ノ厚恩今日是ヲ報ズ」と無事に秀頼帰坂の大任を果し、「今度秀頼へノ忠勤、都鄙悉ク是ヲ感激セザル者ナシ」という有様だったという。しかし六月、清正は、豊臣氏の命運の遠からざることを暗示するがごとく、領国肥後で病没し、「大坂ノ悲歎斜メナラ」ざるものがあった。⁶²なお、『勝茂公御年譜』の慶長十六年条には「今年江戸御普請アリ、千石夫御普請ト云」とあり、翌十七年条には「今年千石夫御普請ニ付テ、去年御登、今年為御休息御暇出、御下国」とみえるが、⁶³別書にも同様、勝茂の江戸参府と翌年の下国を記しているの⁶⁴で、かれが十六年の後半に参府し、翌十七年某月に帰国したのは確かであろう。

その後、勝茂は十八年十月江戸に参勤、翌十九年の春をこの地で迎え、正月二日には大鷹を拝領した。同年の夏、勝茂は江戸で本多正信に面謁し、先年の関ヶ原の戦では所存に任せざる次第を許されて、本領安堵をうけたのは新恩

頂戴同前であるなどと感謝すると共に、せめて「妻子を江府へ引越、無二の信を尽し度」と相談した。これに対して、正信は、関ヶ原の一件の存寄りには御尤だが、御上様は左様に思召されぬからとして、妻子江府引越の件はおつて指図次第にするよう返答した。そこで勝茂は八月、一子三平(元茂)を江府に呼寄せて登城・御目見の後、駿府と江府に勤めさせた。⁶⁴ こうした勝茂の動きは、徳川氏への忠誠の表示であるが、一方、大坂冬の陣における徳川氏の対豊臣系大名政策を見てみよう。

同年三月、大坂方では織田有楽斎らが前田利長に書をもって、秀頼の輔佐を勧誘したが、利長はこれに応ぜず、家康にその旨を伝えた。こうした中で家康は、加藤忠広には婚姻政策で、また前田利常の家督相続には加賀・能登・越中の三ヶ国全部を領知させるなどの懐柔政策をとりながら、他方では豊臣系大名の動向に細心の注意をはらい、その分離策を講じている。十月、秀忠は関東・奥羽の大小名に大坂出陣の軍令をくだし、また江府城普請で在府中の関西の大小名に対しては暇を出し、早急に帰国のうえ下知に依じて大坂に出陣するよう命じた。このため、田中忠政以下の中国・西国の大小名、ついで浅野長晟・鍋島勝茂・山内忠義・稲葉典通・遠藤常慶・毛利長高ら諸大名が、江府より駿府に至って家康に拜謁し、帰国の途についた。しかし、黒田長政・加藤嘉明・福島正則・蜂須賀蜂庵及び平野長泰は「皆太閤秀吉恩顧ノ者故」、江府滞留を命ぜられ、⁶⁵ 江府城の守護は松平忠輝・蒲生忠郷・奥平家昌・最上家親以下がこれを受持った。これは右の大名たちが大坂の陣の戦況次第で、豊臣方へ寝返える危険性を未然に防止する措置でもあった。

この時、鍋島勝茂は、賜暇をえて帰国を命ぜられたが、大坂の陣には在国衆でさえ馳せ参すべき時節だとして、暫時江府逗留を本多正信に願った。しかし、こうした時節は国端が心許ないので、早急に帰国するようにと滞府を差止められた。江府を発った勝茂は、駿府でも本多正純に願ったが同様に説得され、また、家康の上意も「其方ら父子を疎略にはせぬ、今度大坂に出陣するが、其方は東武の普請で大儀であったゆえ、まず帰国して下知を待つように」と

いう内容であったが、勝茂たつての願いによって浅野幸長と同様、大坂へ軍陣の供を許された⁽⁶⁶⁾。なお、この頃大坂城中から勝茂に勧誘の書状が届いたが、かれは密封のまま本多正純へ差出して、徳川氏への忠誠を賞された。この事實は、徳川氏の豊臣系大名への疑心と細心の配慮が的外れのものでなかったことを示唆している。十二月下旬、徳川・豊臣両軍の和睦になると、勝茂は前田利常・福島正勝・浅野長晟・細川忠利らと同様、家康の本陣に伺候して和平の祝儀を言上、また九州より大坂に登った諸将も兵庫・明石・尼崎辺まできて和睦を知り、早速上洛して家康に祝儀を申し述べた。かくて西国大名は残らず賜暇をえて下国したが、勝茂は翌二十年(元和⁽⁶⁷⁾)正月に帰国の途についた。

元和元年には前年末の和議が破れて、大坂夏の陣が勃発、四月、家康は軍勢三十万を率いて駿府を発した。この時家康は、九州大名のうち島津氏の出陣を差止め、田中忠政・細川忠利・加藤忠広には下知を待たせ、鍋島勝茂のみ急ぎ罷り登るよう命じた。このため勝茂は急抛兵員を引連れて海路上坂したが、五月には大坂城が落ちて秀頼らは自害し、九州の大小名中、勝茂ひとりが西宮に到着、直ちに上京して二条城で將軍秀忠らに拜謁した。前年における勝茂の忠誠が認められたかの感がある。かれは相国寺に宿泊し、二条城での能楽見物の後、七月には海路帰国した⁽⁶⁸⁾。

元和偃武後、諸大名の参勤はすべて徳川氏に集中し、駿府の大御所、江戸の將軍に対して行われたが、後には後者に統一される。ところで、豊臣氏を滅亡させた家康は、翌二年三月には病に臥し、駿府に在った秀忠に従って勝茂も駿府に滞在し⁽⁶⁹⁾、四月家康が没すると金子百枚(直茂は銀千枚)を遺物として拜領した⁽⁷⁰⁾。勝屋茂為は「勝茂様御事、いつ江戸可被御下共いまた相知不申候」と生三宛ての書状に記しているが、多分そのまま帰国したものとと思われる。八月下旬、於仁王と「勝茂公御同道ニ而江戸御登り被成候」と御年譜にあるのが、それを示す。ところで、以下、元和三〜九年までの勝茂の参勤状況を示すと、まず三年は、前年に引続き在府、四月將軍秀忠の日光社参に従い、五月には秀忠の上洛に先立って出京、七月ごろ帰府、十一月に就封した⁽⁷¹⁾。四年は、直茂の病氣再発のため二月の参府予定を延期し、直茂の没後八月に佐嘉発駕、九月上旬在京、同下旬に参府、將軍に拜謁した⁽⁷²⁾。五年は、引続いて在府の後、

六月將軍の上洛で出京、九月に賜暇をえて就封する。⁽⁷⁵⁾六年は、十月下旬頃佐嘉を発ち、十一月中旬大坂到着、大坂城手伝普請の工事場を見廻わり、十二月上旬ごろ参府、閏十二月中旬に幕府老中らを饗応した。⁽⁷⁶⁾七年は、二月中旬に賜暇をえて三月頃就封したようで、七月中の在国は確かである。⁽⁷⁷⁾八年には、「緩々と御参府可然」との老中の内意で、勝茂夫妻は三月下旬佐嘉発駕、五月中旬まで在京、六月参府して越年した。⁽⁷⁸⁾九年は、五月秀忠の上洛に先立ち出京、六月の勝茂の書状では、八月頃の將軍選御次第で帰府か就封か未定としているが、おそらく江戸に戻ったものと思われる。⁽⁷⁹⁾それは翌十年(寛永⁸⁰正月、勝茂の娘お市と上杉定勝との婚礼があり、勝茂は秀忠・家光に御礼言上し、同月下旬には「殿様も頓而御暇出、可被成御帰国と存候」と推測されているからである。⁽⁸⁰⁾

なお、寛永元々十二年の分は、史料不足で勝茂の参勤状況を充分に復原できないが、右の作業過程から類推して、はゞ例年参勤を行なったことは確かであろう。以上を表示すると、別表のごとくであって、前稿の「徳川初期大名の参勤状況一覧表」のうち鍋島氏関係の分は全く様相を一変するのである。

【註】

- (1) (3) 『直茂公譜考補』第十卷。
- (2) 「鶴田家文書」六八一鍋島直茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第七卷、所収)。
- (4) 『勝茂公譜考補』第二卷。
- (5) 「坊所鍋島家文書」五一二鍋島直茂室陽泰院消息(『佐賀県史料集成』古文書編・第十二卷、所収)。
- (6) 『直茂公御年譜』及び『同考補』第十卷、『勝茂公御年譜』及び『同考補』第二卷。
- (7) 『光茂公譜考補』二の元和元年条。
- (8) 寛政九年『泰国院様御年譜地取』にも、同年の八月十八日が「太閤様二百年御忌被為当候得共、御法事等無之」と、鍋島家の豊臣氏への心情がさりげない形で表現されている。
- (9) 「坊所鍋島家文書」一八九鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十一卷、所収)。

佐賀藩主の参勤交代等一覧表〔I〕

区分 年次	竜造寺 政 家	鍋 島 直 茂	同 勝 茂	同 元 茂 (小城藩)	備 考		
					経路 ○● 陸海	手伝普請	人 質
天正 10	※	※					※直茂、秀吉へ書 ※秀吉、政家に羽 柴豊臣姓
11							
12							〔竜造寺隆信没〕
13							
14	※	※			●下	※政家(母の宗間尼) ※直茂(猶子の茂里)	※政家、秀吉に使者
15		◎1, □3, ◎7, □8, ●9(カ)					島津征伐(3) 肥後一揆(8)
16	◎秋	◎1, ●3, ◎秋, ●?					
17		◎1			●上	※直茂 (子の勝茂, 平七)	
18	●1, (隠居)	●3, ○7	※				※直茂, 小田原の 秀吉を見舞う
19		◎?					大坂・玉造の 鍋島邸
文禄 1		■4					
2		(■)					※勝茂, 秀吉の吉野 花見に随従
3		(■), ◎?	※			(伏見城)	伏見・向島(豊後橋)の 鍋島屋敷拝領
4		◎					
慶長 1		◎	■10				
2		■1, ◎4, ●5, ■6	(■)				
3		(■), ◎12	(■), ◎12				
4		●4, ◎10	(◎)				
5		(○), ●6, ○?, ●12	(○), ●9, □10, ○?, ●12		●下		関ヶ原の戦 柳川合戦
6		◎春	◎春			直茂(子の平七)	直茂, 室を江戸質に 申し出る
7			○1(秋), ●?			(大坂城)	多久ら4家の 江戸証人
8		○?(駿), ○?(秋) ●6カ	○?(駿), ○6カ(秋), ●10			・名古屋城	家康, 征夷大將軍, 上洛
9		○6, ●間8	○3(秋), ●間8, ◎11, ○?(駿カ)		●下		
10		○2(秋), ●6	○2(秋), ●6				秀忠, 征夷大將軍, 上洛
11		(◎?, ●?)カ	◎2, ●10(カ)			江戸城	
12	[没]	(●)	◎3(カ), ●6(カ) 〔襲封〕			駿府城	佐嘉城普請
13		(●)	◎12(カ)		●上	・ "(続)	"
14			○2(駿カ), ●?, ◎12(カ)				
15		[隠居]	○2(駿), ●9(カ)			・名古屋城	
16			◎?○3, ●6(カ), ◎?			・江戸城 禁裏造営	勝茂, 妻子を在府さす
17			●?			江戸城(続)	
18			◎10				
19			(◎), □12			・江戸城	大坂冬の陣
元和 1			●1, □○5, ●7		●上 ●下		大坂夏の陣 武家諸法度
2			○3(カ), ●?, ◎8			・大坂城	〔家康没〕
3			○6, ◎7, ●11	◎8			勝茂, 日光社参
4		[没]	○9, ◎9下	(◎)			
5			○6, ●9			・(江戸 御用石)	秀忠上洛
6			◎12	◎7	●上	・大坂城	
7			●2				江戸鍋島邸など 類焼
8			◎6		●上		諸大名の内室, 江戸詰の令
9			○5, ◎				家光上洛
寛永 1			●2(カ) ◎?			・大坂城	
2			(●)	(◎)			
3			◎1, ○5, ◎9	○6, ●8			
4			●2 ◎?, ●冬				秀忠・家光上洛
5			◎春, ●冬			・大坂城	
6			?				
7			◎?, ●冬	(◎)			

- (10) 三上参次『江戸時代史・上巻』(昭18)一二四頁。
- (11) 『千代のためし』。
- (12) 『朝野舊聞哀稿』四九八、所載。
- (13) 『東照宮御実紀』巻五〜七。
- (14) (21) 『武徳編年集成』巻五十。なお、『当代記』三には、「去七月祝言之時、上方諸侍、秀頼公へ疎略有之間敷之由、致誓紙之由風聞、羽柴左衛門大夫茨州取行云々」とある。
- (15) 『直茂公譜考補』第十巻、『勝茂公譜考補』第三巻。
- (16) (18) (19) (20) (22) (23) (26) (27) (28) (30) (31) (37) (38) (40) (42) (44) (50) 「坊所鍋島家文書」二一〇・二一三・二一四・二一六・二二一・二二七・二二八・二三四・二三九・二四四・二四六・二四八・二四七・二五七・二五八・二六二・二六四・二六六・三一四―鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十一巻、所収)。
- (17) (29) 「坊所鍋島家文書」一一五〇・一一五二―閑室元佑書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十四巻、所収)。
- (24) 「坊所鍋島家文書」三七―鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十四巻、所収)。
- (25) (32) 『勝茂公御年譜』及び『同考補』第三巻、他。
- (33) 『武徳編年集成』巻五十一。
- (34) (35) (36) (53) 『勝茂公御年譜』及び『同考補』第三巻、『元茂公御年譜』巻之一。
- (39) (41) (49) 「多久家文書」二六一・二四六・二四七―鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第八巻、所収)。
- (43) 『勝茂公譜考補』第四巻。
- (45) (46) (51) 『当代記』三・二・四。
- (47) 『慶長見聞録案紙』下。
- (48) 『薩藩旧記雜録』後集二十九。
- (52) 『勝茂公御年譜』第四巻、『元茂公御年譜』巻之一。
- (54) 「多久家文書」四二二―鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第九巻、所収)。
- (55) 「蓮池鍋島家文書」六一―鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十四巻、所収)。

紀伊守・甲斐守に宛てて、参府時期を目前にして病氣に罹り、細川三斎も同様という三月十四日附の書状に、(慶長十四年

の註記をするが、誤りである。

- (56) (57) (58) 『当代記』五、『尾陽諸君知』、松下志朗「近世初期の石高と権力編成―西国外様大名を中心に―」(『日本史研究』一七六号、昭52)。
- (59) 『吉備温故』五十六、『統本朝通鑑』二百三十、『武徳編年集成』卷五十八。
- (60) (63) (64) 『元茂公御年譜』卷之一。
- (61) (65) 『武徳編年集成』卷五十九・六十三。
- (62) (66) (67) (68) (70) 『勝茂公御年譜』及び『同考補』第三卷、他。
- (69) (71) 『坊所鍋島家文書』八八七―勝屋茂為書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十三卷、所収)。
- (72) 『元茂公御年譜』卷之一。
- (73) 『坊所鍋島家文書』八五〇―八五四―鍋島茂泰書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十三卷、所収)、六八二―鍋島元茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十二卷、所収)。
- (74) 『坊所鍋島家文書』四三〇・四三二・四三五―鍋島勝茂書状、六三六・六八八・六九四―鍋島元茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十二卷、所収)、『有田家文書』二〇―鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十四卷、所収)。
- (75) 『坊所鍋島家文書』四三九・四四〇―鍋島勝茂書状、六二二・六二四・六二五・六三九―鍋島忠茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十二卷、所収)。
- (76) 『坊所鍋島家文書』八三二―諫早直孝書状、九〇八―持永茂成書状、九五八―岡部長盛書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十三卷、所収)、『有田家文書』二二―鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十四卷、所収)。
- (77) 『坊所鍋島家文書』六四八・六五〇―鍋島忠茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十二卷、所収)。
- (78) 『坊所鍋島家文書』七二一・七二三・七二四―鍋島元茂書状、八二五―多久安順書状、八九一―勝屋茂為書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十三卷、所収)、『元茂公御年譜』卷之二、『勝茂公御年譜』及び『同考補』第三卷。
- (79) 『坊所鍋島家文書』七二七・七二三・七三二・七三四―鍋島元茂書状、四六七―鍋島勝茂書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十二卷、所収)。
- (80) 『坊所鍋島家文書』八四一―諫早直孝書状(『佐賀県史料集成』古文書編・第十三卷、所収)。

むすびにかえて

近世幕藩制の形成過程において、佐賀藩における竜造寺氏より鍋島氏への政権移譲は、それが表面上は権力闘争の激突の形をとらず、長期間にわたるなし崩しで行なわれた点に特徴があるが、こうした変化をもたらした要因については今後なお検討の余地を残している。私はこの問題をいちおう参勤交代・軍役の側面から概括してみようと考えたが、結論的にいえば竜造寺政家・高房と鍋島直茂・勝茂とを比較した場合、そこには歴然たる隔差があり、これが統一政権との政治的関係において鍋島氏登場の必然的背景となったことは否定できないのである。しかし、鍋島氏が佐賀藩の実権を掌握したとしても、その政治的環境は竜造寺系の一族家臣に囲繞されており、彼らの支持を得るためには統一政権との緊密な結合は不可欠のことからであった。鍋島勝茂が関ヶ原の戦で西軍側に立って活躍しながら改易されなかったことは、鍋島氏の新たな統一権力者たる徳川氏に対しての求心性を著しくつよめた。佐賀藩における江戸初頭の参勤交代の密度の大きさは、かかる観点から理解せねばならない。

なお、佐賀本藩の寛永十二年以降の参勤交代、特に島原の乱・長崎警備との関係、さらには佐賀支藩の本藩及び江戸幕府に対する参勤交代その他の問題は、紙数の関係から『九州文化史研究所紀要』第二十三号（昭53）所載の小稿ならびに続稿分にゆづったので、併せて御参照頂ければ幸わいである。